

組 合 員 様

令和7年度

歯科健診について

食品国保では、被保険者の皆様の健康保持・増進のため、歯科健診を行っています。
虫歯や歯周病等の早期発見のため、積極的に健診を受けましょう。
希望される方は、食品国保へお電話にて申請してください。

受診期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
対象者	食品国保に加入している15歳以上（中学生を除く）の被保険者 及び 75歳以上の後期組合員
健診機関	静岡県歯科医師会に加入している歯科診療所
健診費用	無料（全額食品国保で負担）
申請・受診方法	<p>①食品国保へ電話で申請してください。（TEL：054-253-4533） （業種単位組合での取扱いはありません。ご注意ください。）</p> <p>↓</p> <p>②郵送または食品国保窓口にて「歯科健康診査票」と「歯科健診契約機関一覧表」をお受け取りください。</p> <p>↓</p> <p>③歯科健診契約機関一覧表にある歯科診療所に、ご自身で予約をしてください。 予約の際は歯科診療所に「食品国保の事業所歯科健診」とお伝えください。</p> <p>↓</p> <p>④健診当日、「歯科健康診査票」と、食品国保の保険証又はマイナ保険証・資格確認書（75歳以上の後期組合員は組合員証）をご持参の上、受診してください。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は年度内に1人1回です。 ・可能な限り申請した年度内に健診を受けてください。（ご都合により、年度内に受診しなかった場合は、受け取られた「歯科健康診査票」を次年度に使用できます。） ・健診の際は必ず保険証又はマイナ保険証・資格確認書を持参してください。（75歳以上の後期組合員は組合員証） ・原則として、健診と同一日に治療はできません。当日の治療を希望する場合は、歯科医院とよくご相談ください。（治療行為を行う場合は、料金が発生いたします。） ・健診当日に食品国保の資格がない場合、この健診は受けられません。 ・申請する際は可能な限り事業所単位でまとめていただくよう、お願いします。



静岡県食品国民健康保険組合

TEL：054-253-4533